

3. 介護保険

3-8

住宅の改修をしたい

介護保険では、要支援・要介護の認定を受けている方の住宅に手すりを取り付けたり、床を滑りにくい材料に変更するなど、小規模な改修をした場合、かかった費用の9割相当額が保険給付として支給される制度があります。ただし最高18万円までです。

心身の状況や住宅の状況などからみて必要な改修であること、要支援・要介護の認定を受けている方が居住する（住民票がある）住宅の改修であることなどが要件です。改修工事を行う前に必ず区役所福祉課に申請してください。

【支給対象となる工事】

- 手すりの取り付け
- 床段差の解消
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器などへの便器の取替え
- 滑り防止などのための床または通路面の材料の変更
- その他の付帯工事

【支給の方法】 次の2つの方法があります。

- ①償還払い方式 いったん利用者が施工業者に全額支払い、その後名古屋市中から保険給付分の支給を受ける方法です。
- ②受領委任払い方式 利用者が自己負担分（1割）を施工業者に支払い、名古屋市中が保険給付分（9割）を施工業者に払う方法です。この場合、施工業者は「受領委任払い取扱事業者」として名古屋市中に登録されていることが必要ですのでご注意ください。

お問合せ先

西区役所 福祉課 福祉係

TEL.(052)523-4597 FAX.(052)521-0067

山田支所 区民福祉課 福祉係

TEL.(052)501-4975 FAX.(052)504-7409